

競争的研究費等の不正防止対策に関する方針

昭和女子大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日〈令和3年2月1日改正〉文部科学大臣決定）に基づき、競争的研究費等の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を構築して不正が起こりにくい組織風土を形成するとともに、不正行為があった場合には厳正に対応します。また、学術研究を通じて社会の発展に貢献できるよう努めます。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学の競争的研究費等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、最高管理責任者のリーダーシップのもと責任を持って競争的研究費の運営・管理を行います。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正防止計画に基づき、コンプライアンス教育や啓発活動等、実効性のある取り組みを継続して行います。会計ルールや行動規範の理解不足による研究費の不正使用を防止する観点から、競争的研究費等に係る事務処理に関するルールを明確に定めるとともに、ルールと運用の実態が乖離しないよう点検し、適宜見直しを行います。また、機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、告発に対しては適正に対応します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として「不正防止計画推進本部」を組織します。不正防止計画推進本部は、監事及び監査部門との連携のもと不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定するとともに、定期的実施状況を確認します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を促すとともに、実効性のあるチェックが効くシステムを作り、公的研究費を適正に運営・管理します。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等についての機関内外からの相談窓口及び不正使用等に関する通報窓口について機関内外に周知します。また、競争的研究費等の不正防止への取り組みを外部に公表します。

6. モニタリングの在り方

競争的研究費等の執行に関わる事務部門による日常的なモニタリングに加え、監査室が監事や不正防止計画推進本部と連携し、機関全体の視点から毎年度定期的に内部監査を実施します。内部監査結果等はコンプライアンス教育及び啓発活動等に活用し、機関内に周知します。